

令和８年度森林ビジネススタートアップ伴走支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、令和８年度森林ビジネススタートアップ伴走支援業務委託の委託契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

１ 業務委託名

令和８年度森林ビジネススタートアップ伴走支援業務委託

２ 業務の目的

森林は、木材の生産にとどまらず、気候変動対策や災害への備え、生物多様性の保全、地域経済の活性化に加え、人々の健康増進や教育の場としても、多面的な価値を有する存在として再評価されている。また、森林サービス産業等による新たな価値創出や森林資源の利活用への関心も高まっており、持続可能な社会の実現に向け、その重要性は一層増している。

本業務は、都市や他産業と山村・森林・林業の共創により、木材や特用林産物といった既存の利用形態に新たな視点を加え、森林の新たな価値を見出す取組や、木材の生産にとどまらず、これまで利用されてこなかった森林資源や森林空間等を多角的に活用した、新たな価値を創出する取組（以下「森林ビジネス」という。）を支援することにより、群馬県の森林資源の価値向上を図るとともに、地域経済の活性化及び持続可能な森林活用の推進に資することを目的とする。

３ 業務の内容

別紙「令和８年度森林ビジネススタートアップ伴走支援業務委託仕様書」のとおり。

４ 予算額

４，３００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・ 応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・ 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき事業内容を調整の上、再度見積りをお願いします。

※この予算額は、契約額ではなく、あくまで、本プロポーザルにおける企画提案書作成のために設定した事業費の上限額であり、この範囲内で積算すること。

※消費税及び地方消費税の税率は１０％として積算すること。

５ 契約期間

契約締結の日から令和９年３月１９日（金）まで

６ 応募資格

次の条件の全てを満たしていること。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。

- (2) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に参加資格に支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受けている場合、その期間中でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 当該業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有している者であること。

7 スケジュール

- (1) 応募開始 令和8年7月24日（金）
- (2) 質問受付 令和8年7月24日（金）～令和8年7月31日（金）17時必着
※詳細は、下記8のとおり
- (3) 質問への回答期限 令和8年8月7日（金）
- (4) 企画提案書提出期限 令和8年8月17日（月）17時必着
※詳細は、下記9のとおり
- (5) 審査 8月中旬
※詳細は、下記10のとおり
- (6) 結果通知 8月下旬予定
- (7) 契約日 9月上旬予定

8 質問受付

企画提案に係る質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間
令和8年7月24日（金）～ 令和8年7月31日（金）17時必着
- (2) 質問様式
質問票（様式1）の提出による。
- (3) 質問方法
電子メールによる。
※件名を「令和8年度森林ビジネススタートアップ伴走支援業務委託 質問（事業者名）」
とすること。電子メール送信後に必ず電話にて着信を確認すること。
- (4) 提出先
下記9（3）のとおり。
- (5) 質問に対する回答について
質問に対する回答は、令和8年8月7日（金）までにホームページに掲載する。
※質問事業者名は公開しない。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類・データ・部数
 - ア 企画提案書（表紙）（様式2） 1部
 - イ 企画提案書本書（任意様式） 1部
 - ウ 業務実施体制表（様式3） 1部
 - エ 費用見積書（任意様式） 1部

オ	会社概要（パンフレット等）	1 部
カ	法人登記簿謄本の写し（＊）	1 部
キ	決算書の写し（直近 2 か年度分）（＊）	1 部
ク	（暴力団排除に関する）誓約書（様式 4）（＊）	1 部
ケ	課税（免税）事業者届出書（様式 5）	1 部
コ	納税証明書の写し（＊）	1 部

- ・ 企画提案書本書は、A 4 で 2 0 ページ以内とする。
- ・ 企画提案書本書には、業務スケジュールを記載すること。
- ・ 費用見積書は、各項目の単価・数量を明記し、消費税、地方消費税額を含めた合計額を記載すること（税抜、税額、税込を表記）。
- ・ 費用見積書の宛先は「群馬県知事 山本 一太」とすること。
- ・ ファイル形式は P D F とすること
- ・ 群馬県の令和 8 ・ 9 年度の物件等購入契約資格者名簿の登載者は、（＊）印の付いた書類の提出は不要とする。
- ・ 法人登記簿謄本は、3 か月以内に発行されたものとする
- ・ 納税証明は、国税及び群馬県税にかかるものとし、国税については「その 3 の 3」様式（法人税、消費税及び地方消費税）、群馬県税については「県税に滞納がないことの証明（完納証明・規則第 4 5 条の 3 様式）」とする。なお、群馬県税に課税実績がない場合は、課税実績がないことを証明する納税証明を提出すること。

（２）提出方法・提出期限

- ・ 提出方法 下記（３）の提出先に電子メールにて提出すること。
※件名は「令和 8 年度森林ビジネススタートアップ伴走支援業務委託 企画提案書提出（事業者名）」とする。
※データサイズが 7 MB を超える場合は県に相談すること。
※電子メール送付後、提出した旨を電話連絡すること。
- ・ 提出期限 令和 8 年 8 月 1 7 日（月） 1 7 時（必着）

（３）提出先

〒371-8570 前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
群馬県環境森林部森林局林政課 森林活用推進係
電 話：027-226-3216 E-mail：rinseika@pref.gunma.lg.jp

（４）応募書類の取扱い

- ・ 提出された応募書類等は返却しないものとする。
- ・ 提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・ 提出された応募書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、優先交渉事業者として選定された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 1 1 年 5 月 1 4 日法律第 4 2 号）、「群馬県情報公開条例」（平成 1 2 年 6 月 1 4 日条例第 8 3 号）に準じ、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

1 0 審査

（１）審査方法

県において、企画提案書の内容を審査する。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しない。ただし、企画提案書の内容に関するヒアリングを実施し、そ

の結果を審査に反映するものとする。

ヒアリングの日程については、別途調整のうえ決定する。

審査の結果、最も優れた企画提案を提出した者を優先交渉事業者として選定する。

(2) 審査項目

以下の項目により審査を行い、受託の優先交渉事業者を決定する。

ア 提案内容（配点：各 15 点）

- ・ 業務の趣旨・目的を十分に理解し、提案内容等が本業務の目的と合致しているか
- ・ 参加者を集めやすい業務内容や広告宣伝内容となっているか
- ・ セミナー及び視察について、森林ビジネスの基礎を学び参加者の知識向上につながる企画内容となっているか。
- ・ 専門家派遣について、支援対象者との円滑なマッチングを図るための工夫がなされているか。

イ 費用（配点：10 点）

事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか

ウ スケジュール（配点：10 点）

スケジュールが具体的であり実現可能と認められるか

エ 実施体制（配点：10 点）

県との十分な連絡体制があり、業務を効果的、効率的に実施するための取組体制及び人員体制であるか

オ 過去実績（配点：5 点）

過去の類似業務で良好な実績を挙げているか、過去の経験及びそれらが本業務の実効性を担保するものか

(3) 審査結果に関する通知

令和 8 年 8 月下旬（予定）に、応募者全てに文書により通知する。

(4) 失格条件

次のいずれかに該当した場合は失格とし、審査の対象としない。

- ・ 企画提案書の提出書類に不備がある者。
- ・ 企画提案書の提出期限を過ぎて提出した者。

(5) その他

- ・ 審査は非公開とし、内容の照会等には応じないものとする。
- ・ 群馬県からの通知は、電子メールにより送付するものとする。

1 1 契約

(1) 前記 10 において決定された者を優先交渉者とする。

(2) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、群馬県との交渉で決定するものとする。

(3) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

1 2 注意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- (3) 提出された書類等に虚偽の記載をした場合は、当該企画案を無効にし、契約締結後に判明した場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (4) 企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面（任意様式）にて提出すること。
- (5) 本プロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属する
- (8) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはしない。

1 3 問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県環境森林部森林局林政課 森林活用推進係
電 話：027-226-3216
E-mail：rinseika@pref.gunma.lg.jp